

児童育成手当の申請をお忘れなく！

児童育成手当は、令和5年5月申請分から、令和4年中の所得を対象に審査します。所得制限限度額(下記参照)以上の所得があり、支給対象外となっていた方のうち、令和4年中の所得が所得制限限度額を下回っている方は、新規の申請をしてください。

手当は、原則申請受付日の翌月分から支給します。令和5年6月分から受給するためには、5月31日(水)までに申請手続きをしてください。

なお、現在手当を受給されている方は申請の必要はありません。

問子育て支援課子育て支援係 ☎042-497-2088

育成手当

次のいずれかに該当する、18歳到達後の最初の年度末に達するまでの児童を養育している方

- ・父母が婚姻(事実婚も含む)を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障害を有する児童
- ・父または母が生死不明である児童
- ・父または母に継続して1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が保護命令を受けた児童
- ・父または母が法令により継続して1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童

【手当額】 児童1人につき月額13,500円

※申請書類など詳しくは市ホームページを確認するか、上記へお問い合わせください。

障害手当

次のいずれかに該当する、20歳未満の児童を養育している方

- ・知的障害で「愛の手帳」1度～3度程度
- ・身体障害で「身体障害者手帳」1級～2級程度
- ・脳性まひ
- ・進行性筋萎縮症

※手帳不交付の場合でも、上記と同等の程度の障害と認められる場合は支給対象となる可能性があります。医師の診断書などで判定しますので、あらかじめ上記までお問い合わせください。

【手当額】 児童1人につき月額15,500円

所得制限限度額について

所得制限限度額は右表のとおりです。

なお、70歳以上の同一生計配偶者または老人扶養親族がいる場合には100,000円を、特定扶養親族または控除対象扶養親族(19歳未満のものに限る)がいる場合には250,000円をそれぞれ所得制限限度額に加算します。

扶養親族等の人数	所得制限限度額(円)
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円

以降、扶養親族等1人につき380,000円を所得制限限度額に加算。

詳しくは市ホームページを確認するか、上記へお問い合わせください。

児童手当・特例給付 新年度の申請

児童手当は令和5年5月申請分から、令和4年中の所得を対象に審査します。令和4年6月分以降の児童手当・特例給付について、所得上限限度額(下表(2)参照)以上の所得があり消滅となった方のうち、令和4年中の所得が所得上限限度額を下回った方は新たに認定請求をしてください。

令和5年6月分から支給を受けるには、令和5年5月31日(水)までに認定請求する必要があります。すでに児童手当・特例給付を受給している方は改めて認定請求をする必要はありません。

問子育て支援課子育て支援係 ☎042-497-2088

扶養親族等の数	(1)所得制限限度額		(2)所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人(前年末に児童が生まれていない場合等)	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人(児童1人の場合)	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人(児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人(児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人(児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人(児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

令和5年4月分から「児童扶養手当」の手当額が変わります

令和4年全国消費者物価指数の実績値(対前年比+2.5%)が公表されたことに伴い、令和5年度4月分以降の児童扶養手当額は、下

表のとおり2.5%の引き上げとなります。

問子育て支援課子育て支援係 ☎042-497-2088

	手当額(月額)		支給スケジュール	
	令和5年3月分まで	令和5年4月分から	支給日	内訳
全部支給	43,070円	44,140円	5月15日(月)	3月・4月分
一部支給	43,060円～10,160円	44,130円～10,410円	7月14日(金)	5月・6月分
			9月15日(金)	7月・8月分
第2子加算	10,170円	10,420円	11月15日(水)	9月・10月分
			令和6年1月15日(月)	11月・12月分
第3子加算	6,100円	6,250円	令和6年3月15日(金)	令和6年1月・2月分
			一部支給	6,090円～3,050円

※一部支給の額は、所得に応じて10円単位で決定。



郷土博物館特別展 「林亮太色鉛筆画作品展」

5月20日(土)～6月11日(日)

平成28年から始まった林亮太氏の色鉛筆画の展示も、今回で4回目となりました。毎回の展示では、光と水の描写の美しさや、風景の精密さに多くの方々からご好評をいただいております。色鉛筆とは思えない程の写実的な描写でありながら、柔らかく、どこか懐かしい雰囲気を持った清瀬の風景は見る人を魅了してきました。

今回の展示会では、実際に風景を描き出す制作風景をご覧いただけるよう、「ライブ・ペインティング」や創作に対する想いをお聞きする林氏によるトークイベントも予定しています。清瀬の景色をとおり、林氏の描く色鉛筆画の世界をぜひお楽しみください。

期5月20日(土)～6月11日(日) (月曜日休館) 午前9時～午後5時(最終入場は午後4時30分) 場郷土博物館 費無料



◆受付ボランティア募集

特別展開催中、受付や会場の看視をしてくださる方を募集します。

対18歳以上で会期中に1回以上活動できる方

【活動時間】 午前の部＝午前9時～午後1時、午後の部＝午後1時～5時(いずれも途中休憩1回あり)

【特典】 5月19日(金)午前10時からの内覧会へ招待(林亮太氏来館予定)

申問5月2日午前9時から10日午後5時までに直接窓口または電話で郷土博物館 ☎042-493-8585へ

◆林亮太氏トークイベント

先着30人。日6月3日(土)午後1時30分～3時 場郷土博物館 申問5月2日午前9時から右記申込みフォームまたは電話で郷土博物館 ☎042-493-8585へ



申込みフォーム